

平成30年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

目 次		
番 号	件 名	ページ
定 県 第 68 号 議 案	損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について	1

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について

神奈川県は [] の提訴に係る損害賠償請求訴訟の判決に対して、次のとおり控訴の提起（上訴を含む。）をするものとする。

1 訴訟当事者

原告
[]

被告

神奈川県

代表者 知事 黒 岩 祐 治

2 控訴の期限

平成30年5月29日

3 控訴の理由

平成28年8月24日、原告が運転していた車両が、交通取締中の警察官の停止旗と接触した交通事故について、原告は、本件事故は、原告車両が警察官の前を通過し終えていなかったにもかかわらず、警察官が後続車両を停止させようとして停止旗を振ったため接触したものであって、専ら警察官の過失により生じたものであるなどと主張し、平成28年12月19日神奈川県を被告とする損害賠償請求の訴えを提起し、平成30年5月15日判決の言渡しがあったが、この判決は事実を誤認したものであるから控訴するものとする。

平成30年5月18日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

損害賠償請求訴訟の判決に対し、控訴したいので提案するものであります。